郵送受付確認票

令和＿＿＿年＿＿＿月利用申込
※該当する入所希望月をご記入ください。

記入日	令和　　年　　月　　日		
申込児童 氏名		申込児童 生年月日	令和　　年　　月　　日

★必ず提出が必要な書類

【 No.1 ～ No.5 はすべて提出してください 】

	提出書類	提出が必要な場合	注意事項	郵送前確認チェック欄（申込者が記入して下さい）
No.1	・子どものための教育・保育給付認定申請書兼保育所等利用申込書	・必須	・表面の「家庭の状況」に同居人の記載漏れはありませんか。 同住所で別世帯(多世帯住宅等)の場合でも世帯員として記載が必要です。 ・転園用の申込書はこの書類ではなく『保育所等変更申込書』を提出して下さい	□
No.2	・保育所等利用申込補助票	・必須	・次に該当する児童は、窓口での直接申込のみ とさせて頂いておりますのでご了承下さい。 ①健康面や発達面の状況から園での生活全般において配慮が必要な児童 ※病気、怪我などの既往歴がある場合、障害者手帳等をお持ちの場合、発達全般で相談している場合や入所後に一定のケアが必要と思われる可能性がある場合も含みます。 ② アレルギー症状や宗教上の理由などにより、食事制限や服薬管理が必要な児童 ③ 児童の養育上の課題（医療的ケアを必要とする等）を抱えている方	□
	・乳幼児健康診査の結果の写しまたは親子健康手帳(母子健康手帳)の写し		・直近の乳幼児健康診査の結果と氏名がわかるページの写しを添付してください。	□
No.3	・保育所等利用申込に関する確認書	・必須	・確認書の内容を理解したうえでチェックしていますか。 ・裏面署名欄への署名や署名日の記載漏れはありませんか。	□
No.4	・本人確認書類（写）添付台紙	・必須	・台紙のとおりに必要書類の添付ができているか、ご確認ください。	□
No.5	・郵送受付確認票 ※この様式	・必須	・全ての必要書類が揃っているかを確認して、チェック欄への記入をしてください。 ・転園(大和市内の施設から別の大和市内施設への入所)を希望する場合は、この様式ではなく転園用の郵送受付確認票を使用してください。	□

【 No.6 は ご家庭によって提出する書類が異なります(提出は必須 です) 】
父母それぞれについて、A～Fのいずれかのケースに該当する書類をご用意ください

		提出書類	提出が必要な場合	注意事項	郵送前確認チェック欄（父と母、それぞれの当てはまる項目にのみチェックして下さい） 父の状況	母の状況
No.6	A	・就労証明書	・就労中のとき	・本人(又は家族)が経営する事業所で就労している場合は、就労証明書に加えて次の㋐～㋕のいずれかの書類の写しも必ず添付してください。 ㋐:開業届(e-Taxの場合は受信通知及び申請データ) ㋑:登記事項証明書 ㋒:登記簿の謄本/抄本 ㋓:確定申告書(直近年度分)㋔:請負契約書 ㋕:営業許可書 等 ※就労証明書は、証明日よりも就労開始日が後の日付の場合、就労内定となります。就労内定の場合は後日、就労開始後に作成した就労証明書を提出してください。	□	□
	B	・親子健康手帳（母子手帳）	・産前産後のとき	・表紙と分娩予定日が分かるページの写しが必要です ・出産予定日の記載がないものについては、受付できません	□	□
	C	・医師の診断書、障害者手帳等の写し	・疾病等のとき	・診断書には、自宅での保育が困難であり、保育所等での保育が必要な旨が記載されている必要があります。（この旨の記載がない場合は、受付できません）	□	□
	D	・❶：介護または付き添いに関する申立書 ・❷：状況を確認できる書類	・介護中等のとき ※❶と❷両方が必要	・❶：月間６４時間以上介護をしていることがわかるもの ・❷：介護・看護を必要とする状況が確認できる医師の診断書等	□	□
	E	・求職活動に関する申立書	・求職中のとき	・求職活動に関する申立書	□	□
	F	・❶：在学証明書 ・❷：時間割等	・就学中のとき ※❶と❷両方が必要	・❶：就学先は原則として学校教育法や職業訓練開発促進法で定めるものに限る ・❷：月間６４時間以上の就学をしていることがわかるもの	□	□

★該当する場合に提出が必要な書類

【 No.7 ～ No.15 は 該当する場合のみ 書類を提出してください 】

	提出書類	提出が必要な場合	注意事項	郵送前確認チェック欄（該当項目にチェックして下さい）
No.7	・令和７年度市県民税課税(非課税)証明書	・令和７年１月１日時点での住民票所在地が大和市以外の場合	・利用（希望）月が令和８年８月までの月で令和７年１月１日時点の住民票所在地が大和市以外の場合（該当する保護者の分だけ必要。名称は自治体により異なりますが、所得金額が記載されているものお取り寄せ下さい）	□
	・令和８年度市県民税課税(非課税)証明書	・令和８年１月１日時点での住民票所在地が大和市以外の場合	・利用（希望）月が令和８年９月以降の月で令和８年１月１日時点の住民票所在地が大和市以外の場合（該当する保護者の分だけ必要。名称は自治体により異なりますが、所得金額が記載されているものお取り寄せ下さい）	□
No.8	・在園証明書	・兄弟姉妹が左記の施設を利用している場合	・小学校就学前の兄弟姉妹が児童心理治療施設、児童発達支援及び医療型児童発達支援を利用している場合。	□
No.9	・全部事項証明書(戸籍謄本)	・ひとり親家庭で児童扶養手当を受給されていない場合	・ひとり親は父母の別居が条件となります。（内縁関係の同居も不可） ・離婚協議中ないし離婚調停中の場合は、協議中ないし調停中であることが分かる書類（弁護士や裁判所等が発行したもの）の写しが必要です。 ・戸籍がない場合は、各国大使館が発行した独身証明等が必要です。	□
No.10	・祖父母の状況がわかる書類	・６５歳未満の祖父母が同居している場合	・６５歳未満の祖父母と同居（多世帯住宅等を含む）している場合、祖父母に関する保育を必要とする状況が分かる書類（No.６のＡ～Ｆと同じもの※ただしＥのときのみ除く）の提出が必要です。提出がない場合は、利用調整における指数が減点されます。	□
No.11	・障害者手帳などの写し	・障害者手帳等をお持ちの方	・申請児童と同居する家族で障害者手帳・療育手帳などの交付を受けている方は、提出が必要です。	□
No.12	・保育士資格証等の写し	・大和市内で保育士等として就労(内定)の方	・教育・保育施設等利用ガイド(以下、利用ガイドと呼ぶ)の保育所等利用調整基準にある保育士等の加算対象になる方は、当該資格証等の写しを提出すれば利用調整における指数の加点対象となることがあります。 (No.６で提出する就労証明書の記載内容と合わせて審査を行います)	□
No.13	・転入に関する誓約書	・大和市外にお住まいで大和市に転入予定でお申し込みする方	・内容をよくご確認のうえ、記入してください。 ・署名欄への署名や署名日の記載漏れはありませんか。	□
No.14	・転入予定のわかる書類		・入所希望月の前月末日までに転入することがわかる書類(賃貸借契約書等)の写しが必要です。詳しくは利用ガイド(P7)をご確認ください。	□
No.15	・申込児童の生年月日が分かる書類の写し		・ご案内するクラス年齢の確認のため、添付してください。	□

●注意事項	※切手の料金が不足していると申し込みを受け付けできない可能性があります。 ※申込書類の到着・郵便配達の遅れ等により提出期限（締切日必着）に間に合わなかった場合、受け付けはできません。 ※申し込みの受付後は書類の返却、コピーの交付等は一切できません。必要に応じてあらかじめご自身でコピーをお取りください。 ※電話等での到達状況の確認はできませんので、必要に応じて簡易書留等を利用してください。 ※出生予定の児童に関する保育所等の申込をする方は郵送ではなく窓口で直接申込してください。 ※申込書類一式は申込する児童ごと・年度ごとに別に必要になります。(NO.1,2,3,5以外の書類は原本を１部提出すれば、他は写しでも可能です)